

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の特別措置について

広島ガス可部販売は、昨今の全国的な新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、3月19日に資源エネルギー庁からの要請「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請について」が発出されたことを受け、休業や失業等により緊急小口資金等の特例貸付の適用を受けたお客さまに対して、以下の通り、ガス料金の特別措置を実施しております。

なお、本特別措置の適用対象に該当しない場合でも、新型コロナウイルス感染症の影響によりガス料金の支払いにお困りの方はご相談ください。

### 1. 特別措置対象のお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を受けたお客さまで、当社にお申し出いただいた場合に適用いたします。

### 2. 特別措置の内容

お申し出のあったお客さまの2020年2月(支払期限日※が3月25日以降となるものに限ります)、3月および4月検針分の各ガス料金の支払期限日をそれぞれ1カ月間延長いたします。

※支払期限日… 検針日の翌日から20日目

### 3. 適用開始日

2020年3月25日(水)

### 4. お客さまのお問い合わせ先

広島ガス可部販売株式会社

電話 082-814-3322

受付時間 平日(月~金) 8:50~17:00

以 上